

## 法人税

### 1、所得拡大促進税制の拡充

拡充

減税

#### 改正の内容

継続雇用者の平均給与が、**前年の2%以上増加**した場合は、1) 雇用者給与の増加額の**10%に加えて**、2) 雇用者給与の増加額の**12%**（新規採用者の給与等の金額を限度）、を税額控除（つまり**合計22%**を税額控除）できるようにする。（現状は、1)の雇用者給与の増加額の10%の税額控除のみ）

#### 適用が見込まれる者

形式的には、給与増加額の10%の控除 最大22%の控除と控除額が増加。ただ、現状は、平成24年度に比較して増加した給与が対象であり、加えて、減税額はその年の法人税額の20%で頭打ちになっている会社が多く、実質的に減税となるかは・・・

### 2、中小企業経営強化税制（100%償却又は特別控除）

拡充

減税

#### 改正の内容

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、**経営力向上計画**の認定を受けた中小企業者等が生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで一定のもの（注）を事業供用した場合は、**100%償却**又は**7%（又は10%）の税額控除**ができる。

（注）販売開始から一定年数以内のもので生産効率等が1%以上向上するもの、又は年平均の投資利益率が5%以上となることにつき経済産業大臣の確認を受けたもの

#### 適用が見込まれる者

生産等設備とあるが、製造業以外にも適用可能。対象設備からは、事務用器具備品や、本店等にかかる建物附属設備を除く。

### 3、その他

研究開発税制について、増加型の廃止に伴って、総額型の控除率については、試験研究費の増減割合に応じた税額控除とする。

また、試験研究費の範囲に、大量の情報処理等の「新サービス」に係る費用を追加する。

組織再編税制について、**分割型分割による「事業の切り出し」**を容易にするために、**適格要件を緩和**する。同様の効果を及ぼすために、**子会社株式の現物分配**についても、**課税の繰り延べ**を行う。

定期同額給与に「税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額」が同額である給与を加える。

地域、業種の限定はあるが、測定工具等、器具備品、建物附属設備等のうち一定のものには、固定資産税の減免措置が追加される。

法人税の実効税率は、予定とおり平成28年度29.97%→平成30年度29.74%に。

資本金1億円以下の法人でも、前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人は、中小企業向け政策減税の対象としない。（平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用）

詳細は本資料の相続税・贈与税編で触れるが、**非上場株式の評価方法の変更**は、株価の高い会社にとっては実質大增税。

## 個人所得課税

### 1、配偶者控除の見直し

改正

増税

減税

#### 改正の内容

- 配偶者控除・・・**配偶者の年収が150万円**（現行：103万円）までは世帯主の所得から38万円控除可能。ただし、**世帯主の年収制限**をつけ、年収1,120万円超で26万円、年収1,170万円超で13万円、**年収1,220万円超は適用を受けられない。**

世帯主の年収	配偶者控除額
1,120万円以下	38万円
1,120万円超1,170万円以下	26万円
1,170万円超1,220万円以下	13万円
1,220万円超	0円

- 配偶者特別控除・・・**配偶者の年収が150万円超201万円**まで（現行103万円超141万円）は世帯主の年収から控除できる金額を**36万円から9段階で減らす**。世帯主の年収制限は上記配偶者控除と同じ。

#### 影響

平成30年以降、一般的な家庭では減税ですが、経営者などの高所得者は増税となります。

### 2、『積立』NISAの創設

拡充

減税

#### 改正の内容

既にある『NISA（株式の売却益や配当を一定の範囲で課税しない）』の制度に**非課税期間20年、年間投資額40万円上限の長期投資型**を創設。ただし、現行制度（非課税期間5年、年間投資額120万円上限）とは、選択となります。

#### 適用が見込まれる者

平成31年以降、現行制度の120万円の枠が余っていた方で、安定的な資産運用をしたい方

## 消費税

### 1.消費税率10%への引上げ

増税

税制改正大綱において、『消費税率10%への引上げを**平成31年10月1日に確実に実施する。**』との記載があります。再延期はないもとの考え、軽減税率導入への対応を行うべきでしょう。

### 2、仮想通貨に係る課税関係の見直し

改正

増税

#### 改正の内容

仮想通貨の譲り受けについては、『課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ』とされていましたが、平成29年7月1日以後の譲渡・課税仕入れについては『非課税』の取扱いとなります。

## その他

- 酒税（ビール類の税額一本化、日本酒とワインの税額も統一）
- 被災者支援（住宅ローンの二重負担の軽減など）

## 相続税・贈与税

### 1、タワーマンション節税の制限

新設

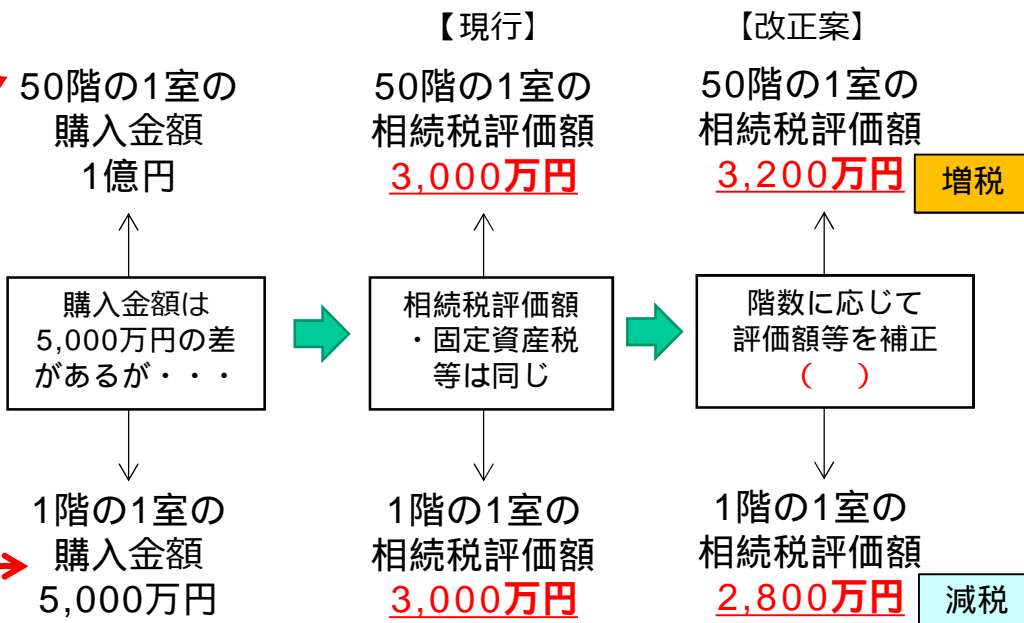
増税

減税

#### 改正の内容

- ・相続税対策でタワーマンションを購入するという「タワマン節税」が制限されます。
- ・平成30年度から新たに固定資産税が課税される、高さ60m（概ね20階）を超える新築の居住用高層マンション（建築基準法令上の超高層建築物）について、高層階の相続税評価額、固定資産税等が引き上げられます。一方、低層階の相続税評価額、固定資産税等は引き下げられます。

改正案のイメージ  
（金額推計）



( ) 補正：中間階を基準とし、1階上がるごとに約0.25%増税、1階下がるごとに約0.25%減税適用が見込まれる者

平成29年1月2日以降に完成する60m（概ね20階）を超える新築マンションを購入予定の方。

### 2、未上場会社株式の評価見直し

新設

#### 改正の内容

- 未上場会社株式の評価のうち類似業種比準価額方式について下記の見直しを行う。
- (ア) 類似業種の上場会社の株価について、課税時期に属する月**以前2年間平均**を加える。
  - (イ) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、**連結決算を反映**させたものとする。
  - (ウ) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、**1:1:1**とする。
- 上記の改正は**平成29年1月1日以後の相続、贈与等**により取得した財産の評価に適用する。
- 適用が見込まれる者  
平成29年1月1日以降に相続、贈与等で未上場会社株式の移転を行う可能性のある方。  
(利益が減少した場合の株価の下落効果が出にくくなる)

### 3、海外移住者に対する納税義務の見直し

既存

増税

現行では、被相続人及び相続人が**5年を超えて**海外に住所を移した場合に、国外財産については相続税の対象外となっていたが、平成29年4月1日以降の相続では**10年を超えて**に見直される。